

【諮問第75号】

10川個審第10号

平成10年10月5日

川崎市教育委員会

委員長 布川光明様

川崎市個人情報保護審査会

会長 藤原淳一郎

個人情報閲覧等請求に対する拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成9年3月5日付け8川教庶第1074号をもって川崎市教育委員会委員長から諮問のありました個人情報閲覧等請求にかかる不服申立ての審査について、次のとおり答申いたします。

1 審査会の結論

不服申立人の行った、川崎市立小学校（以下「市立小学校」という。）における学校事故（平成7年6月14日）に関する横浜地方務局川崎支局人権擁護課（以下「法務局」という。）と川崎市教育委員会（以下「実施機関」という。）・市立小学校との対応に係る文書記録のすべてについての閲覧等請求に対する拒否処分は妥当である。

2 不服申立ての趣旨

不服申立人は、平成8年12月26日付けで、川崎市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第17条の規定により、実施機関に対して、平成7年6月14日市立小学校で発生した「学校事故」に関する「法務局と実施機関・市立小学校との対応に係る文書・記録のすべて」に係る個人情報の記録の閲覧および写しの請求（以下「本件請求」）を行った。実施機関は、平成9年2月12日付けで、「請求に係る個人情報の記録が存在しないため。」という理由により、本件請求を拒否する処分（以下「本件処分」という。）を行った。これに対して、不服申立人は、同月19日付けで、実施機関に対し、「本件情報が存在しないことは不自然であり、したがって、十分に存否の検証をしていただきたい。」との理由により、本件処分の取消しを求めて不服申立てを行ったものである（当審査会諮問第75号事件）。

3 不服申立人の主張要旨

平成7年6月14日に市立小学校で発生した学校事故について、同校の対応を人権問題として法務局に相談したことによって、同局の担当者は1995年7月5日実施機関の人権担当主幹と市立小学校長の両名に面談したと証言している。

この証言に対し実施機関は、人権担当主幹は校長に同行しているが（法務局担当者とのやり取りの）席には加わっていないと言っている。

しかし、以前には実施機関側からも、両名が法務局の担当者と話をしたという説明を受けている。

人権担当主幹が校長に同行して法務局に出向いたのはどのような用件であったのか審査会に対して証明すべきである。また、校長は法務局の担当者と話をしただけ（法務局からの文書の交付はなかった〔処分理由説明書〕）と述べているが、これは人権侵害の当事者として市民から問題にされたことを意図的にはぐらかしているのである。

本件の所管は人権担当主幹ではなく教育委員会指導課であると言うが、指導課にも法務局とのやり取りに関する文書は存在しないと言う。本件のような人権に関わる対外機関とのやり取りを、人権尊重教育を掲げる実施機関で全く記録に残さないということは信じ難い。

4 実施機関の主張要旨

法務局と実施機関・市立小学校との対応とは、同校校長が法務局から実施機関事務局職員を通じて電話で呼ばれたため、平成7年7月5日に出向き、不服申立人に関する学校事故の対応等について民事専門官に口頭で説明し、また専門官からの意見も聞いたという一連の対応のことを示していると思われる。なお、この時、実施機関の同和担当主幹が校長に同行しているが、別件で出向いたもので校長と民事専門官のやり取りには加わっていない。これらの一連の対応はすべて口頭で行われ、不服申立人に関する学校事故について法務局側からも実施機関・市立小学校に対して文書が交付されたこともなかった。

したがって、実施機関の下に本件請求に係る個人情報の記録は存在しておらず、請求に応じることは不可能であるので、拒否処分を決定したものである。

実施機関が本件処分を取り消しても、不服申立人が閲覧等を受けることは不可能であるから、不服申立人は本件処分の取消しを求める法律上の利益を有しない。

適法に不服申立てをなし得るためには、具体的に申立ての利益を有している必要があるが、上記のとおり、本件不服申立ては申立ての利益がなく、不適法である。

5 審査会の判断

本件における不服申立ては、市立小学校における学校事故について平成7年7月5日に法務局において行われた法務局民事専門官と市立小学校校長との面談に関する記録の閲覧請求に関するものであるが、実施機関によれば、面談は、校長と法務局民事専門官との間で行われ、人権担当主幹はその場には同席しなかったこと、そして、面談では校長から民事専門官に口頭で事情説明がなされ、民事専門官からそれに対して意見が述べられたという経緯で行われ、その対応は口頭で行われたので不服申立人の主張するような公文書は存在しないという。

これに対して、不服申立人からは、関係者が不服申立人に対して説明する電話テープが存在し、それにより実施機関の人権担当主幹と市立小学校校長とが法務局担当者との面談したことは明らかであると主張する。その間の両者の主張には食い違いが見られる。

しかし、本件における問題は、法務局民事専門官との面談の内容を記録した公文書が存在するかにあるので、面談に誰が参加したかは、本件を判断するうえでの直接の争点ではない。

当審査会の実施機関事情聴取において、実施機関は、法務局民事専門官との面談の記録、およびそれに関する復命書を作成していないと述べた。

条例の対象となる「個人情報」文書は、川崎市情報公開条例第2条第1号に規定する「公文書」とであると定められ（条例第8条第1項）、その「公文書」とは、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書及び図画（・・・）で当該実施機関が管理しているものをいう。」とされている。

そこで、本件において、前記「公文書」が存在するかを検討すると、実施機関の説明および不服申立人の意見を総合勘案すると、本件において「公文書」が職務上作成され、また取得・管理されているとは認められない。

したがって、本件において公文書は存在せず、不服申立ては理由がないものと判断する。

なお、このような面談の経過を記録した公文書が存在しないことは、学校事故の解決に不可欠な当事者間の信頼関係の形成を妨げることになるもので、今後は、経過を記録した文書を作成し、管理しておくことが望ましいことを付記する。